

原野等の火入れには届出が必要です！

10月に入り、農作業が本格的に始まる時期になり、畑の枯れ草などの火入れ行為を行う機会が多くなります。それに伴い、毎年火入れからの延焼火災が多く発生しています。

本町における過去5年間の原野火災等の発生件数は、H20に11件、H21に4件、H22に1件、H23に6件、H24は9月20日現在で1件となっており、沖永良部消防署管内全体でみると県内でワースト2位の火災発生件数となっています。時期的には3、4、9、10月が最も多く、全出火件数の58%を占めています。原因は、サトウキビ収穫後のハカマ焼却からの延焼、農産物植付準備などにおける枯草焼却からの延焼が大半です。

1. 火入れの届出は義務です

沖永良部与論地区広域事務組合火災予防条例第45条第1号で、**火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為**をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならないとされています。

2. 火入れの手続きは？

※原則、以下の手続きが必要ですが、火入れの届出は電話でも受け付けています。

火入れを開始する7日前までに、沖永良部消防署（以下「消防署」）に届出書を2部提出してください。その後消防長が、消防活動に関する事項について審査し、支障がないと認めたときは、受理印を押印し、1部を届出者に交付します。

届出書への記載事項は、

①届出者の住所・氏名・印鑑 ②火入れを行う予定日時・場所 ③燃焼物品名及び数量④目的など。

なお、火入れの際は、必ず消火用具を準備しなければなりません。

3. 消火用具を無料で貸し出します

消防署では今年度、県の火災予防推進事業補助金を活用し、火入れ等の消火用具として動力噴霧器一式を購入しました。無料で貸し出しをしますので、火入れ時に消火用具を準備できない方は、消防署までご連絡ください。

- ・動力噴射機一式の内容
500ℓタンク / 100m ホース / 水圧調節付きのノズル



今年度導入した消火用具

4. 消防署からのお願い

火災等の災害を未然に防止するためには、町民の皆さんのご理解とご協力が必要不可欠です。火入れに関しても、適切な手続きを行っていただくことで、消防署が火入れに関する情報を把握することができ、万が一、火災等の災害が発生した場合でも迅速な対応が可能となります。なお、消防署への届け出後においても以下の点については十分に注意して、火入れを行ってください。

- 風の強い日は行わない ●消火までその場を離れない ●完全に火が消えたかを確認をする
- 一人では火入れをしない

町民の生命と財産を災害から守るため、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

【お問合せ先】 沖永良部消防署 電話 93-0119

建設課が移転しました

町民の皆さんの利便性向上を目的として、本庁舎3階にあった建設課が、水道環境課と同じフロアーに移転しました。ご来庁の際はご注意ください。

●建設課の主な業務

- ・公共下水道事業（農業集落排水事業・合併浄化槽事業は耕地課になります）
- ・公営住宅 ・町道の管理など



手前が建設課で奥が水道環境課